

平成三年労働省令第十七号

中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会を創出のための雇用の改善の促進に関する法律に基づく委託募集に関する省令

中小企業における労働力の確保のための雇用の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第十三条第二項及び中小企業における労働力の確保のための雇用の改善の促進に関する法律施行令（平成三年政令第二百四十四号）第六条第二号の規定に基づき、並びに同法を実施するため、中小企業における労働力の確保のための雇用の改善の促進に関する法律に基づく委託募集に関する省令を次のように定める。

（承認組合等の申請）

第一条 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会を創出のための雇用の改善の促進に関する法律（以下「法」という。）第十三条第二項の規定により承認を受けようとする同項の事業協同組合等は、その旨及び同項の基準に係る事項を記載した申請書をその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長を経て、厚生労働大臣に提出しなければならない。

（権限の委任）

第一条の二 法第十三条第四項並びに同条第五項において準用する職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第三十七条第二項及び第四十一条第二項に定める厚生労働大臣の権限のうち、次に掲げる募集に係るものは、承認組合等（法第十三条第二項に規定する承認組合等をいう。以下同じ。）の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。

一 承認組合等の主たる事務所の所在する都道府県の区域を募集地域とする募集

二 承認組合等の主たる事務所の所在する都道府県の区域以外の地域（当該地域における労働力の需給の状況を勘案して厚生労働大臣が指定する地域を除く。）を募集地域とする募集（当該業種における労働力の需給の状況を勘案して厚生労働大臣の指定する業種に属する事業に係るものを除く。）であつて、その地域において募集しようとする労働者の数が百人（一の都道府県の区域内において募集しようとする労働者の数が三十人以上であるときは、三十人）未満のもの

（届出事項）

第二条 法第十三条第四項の厚生労働省令で定める労働者の募集に関する事項は、次のとおりとする。

- 一 募集に係る事業所の名称及び所在地
二 募集時期
三 募集職種及び人員
四 募集地域
五 賃金、労働時間その他の募集に係る労働条件
（届出の手續）

第三条 法第十三条第四項の規定による届出は、同項の承認組合等の主たる事務所の所在する都道府県の区域を募集地域とする募集、当該区域以外の地域を募集地域とする募集（以下この項において「自県外募集」という。）であつて第一条の二第二号に該当するもの及び自県外募集であつて同号に該当しないものの別に行わなければならない。

2 法第十三条第四項の規定による届出しようとする承認組合等は、その主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所（その公共職業安定所が二以上ある場合には、厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第七百九十三条の規定により当該事務を取り扱う公共職業安定所）の長を経て、第一条の二の募集にあつては同条の都道府県労働局長に、その他の募集にあつては厚生労働大臣に届け出なければならない。

3 前二項に定めるもののほか、届出の様式その他の手續は、厚生労働省職業安定局長（以下「職業安定局長」という。）の定めるところによる。

（労働者募集報告）

第四条 法第十三条第四項の募集に従事する承認組合等は、職業安定局長の定める様式に従い、毎年度、労働者募集報告を作成し、これを当該年度の翌年度の四月末日まで（当該年度の終了前に労働者の募集を終了する場合にあつては、当該終了の日の属する月の翌月末日まで）に前条第二項の届出に係る公共職業安定所の長に提出しなければならない。

（準用）

第五条 職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）第三十一条の規定は、法第十三条第四項の規定により承認組合等に委託して労働者の募集を行う中小企業者について準用する。

附 則

この省令は、法の施行の日（平成三年八月一日）から施行する。

附 則（平成七年三月三〇日労働省令第一五号）抄

第一条 この省令は、平成七年四月一日から施行する。

（中小企業における労働力の確保のための雇用の改善の促進に関する法律に基づく委託募集に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 施行日前に中小企業における労働力の確保のための雇用の改善の促進に関する法律第十三条第二項の規定による届出した認定組合等の平成七年三月以前に係る労働者募集月報の届出及び当該認定組合等が施行日前に労働者の募集を終了し、又は中止したときの届出については、なお従前の例による。

附 則（平成一〇年二月二五日労働省令第四四号）

この省令は、中小企業における労働力の確保のための雇用の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十一年一月一日）から施行する。

附 則（平成二二年一月三一日労働省令第二号）抄

第一条 この省令は、平成二二年四月一日から施行する。

（処分、申請等に関する経過措置）

第二条 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（以下「地方分権推進整備法」という。）の施行前に改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく政令の規定（これらの規定を準用する他の法律又はこれに基づく政令の規定を含む。以下同じ。）により都道府県労働基準局長若しくは都道府県知事が行った許可等の処分その他の行為（以下「処分等の行為」という。）又は地方分権推進整備法の施行の際現に改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく政令の規定により都道府県労働基準局長若しくは都道府県知事に対してされている許可等の申請その他の行為（以下「申請等の行為」という。）で、地方分権推進整備法の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を地方分権推進整備法による改正後のそれぞれの法律又はこれに基づく労働省令の規定（これらの規定を準用する他の法律又はこれに基づく労働省令の規定を含む。以下同じ。）により都道府県労働局長が行うこととなるものは、地方分権

推進整備法の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律又はこれに基づく労働省令の適用については、改正後のそれぞれの法律又はこれに基づく労働省令の相当規定により都道府県労働局長がした処分等の行為又は都道府県労働局長に対してされた申請等の行為とみなす。

第三条 この省令の施行前に改正前のそれぞれの省令の規定によりされた処分等の行為又はこの省令の施行の際現に改正前のそれぞれの省令の規定によりされている申請等の行為で、この省令の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、この省令の施行の日以後における改正後のそれぞれの省令の適用については、改正後のそれぞれの省令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

第四条 この省令の施行前に改正前のそれぞれの省令の規定により国又は地方公共団体の機関又は職員に対して報告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項で、この省令の施行の日前にその手續がされていないものについては、これを改正後それぞれの省令の相当規定により国又は地方公共団体の機関又は職員に対して報告、届出、提出をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定を適用する。

附 則（平成二二年一〇月三一日労働省令第四一号）抄

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一五年一二月二五日厚生労働省令第一七八号）抄

第一条 この省令は、平成十六年三月一日から施行する。

附 則（平成一六年三月二九日厚生労働省令第五三号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定、第五条中雇用保険法施行規則第四条第一項の改正規定及び第七条から第九条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

3 この省令の施行前の期間に係る職業安定法施行規則第二十八条第三項、中小企業における労働

働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律に基づく委託募集に関する省令第四条若しくは育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第六十五条の規定による労働者募集報告又は林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく委託募集等に関する省令第三条の規定による林業労働者募集報告については、なお従前の例による。

附 則 (平成一八年九月二〇日厚生労働省令第一六五号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年十月一日から施行する。